

別紙

諮問第1322号

答 申

1 審査会の結論

「被留置者出入簿」外38件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇警察署留置施設における、平成30年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同年〇月〇日及び同月〇日の各日に係る巡回護送の発着時刻（被護送者が当該留置施設から出発し、又はこれに帰着した時刻）が記録された公文書、並びに〇〇警察署留置施設における、平成30年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に係る被留置者の外部の者との面会（刑事収容施設法第75条第3項に規定する弁護士等であると、それ以外の者であるとを問わない）の実施状況が記録された公文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年12月4日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 本件開示請求を求めるものであるところ、原処分における対象公文書の特定の当否、すなわち他に上記請求の趣旨に合致する公文書が存在しないかどうかにつき審理を乞う。

イ 原処分における非開示部分の非開示情報該当性につき次の点を踏まえて審理を乞う。

(ア) 「警察職員の氏名及び印影」並びに「『被留置者氏名』欄」については争わない。

(イ) 「『留置番号』欄」について、留置番号は、個人識別情報にも、公にすることにより個人の権利利益を害する情報にも該当しない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 公文書の特定について

本件開示請求のうち「〇〇警察署留置施設における、平成30年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同年〇月〇日及び同月〇日の各日に係る巡回護送の発着時刻（被護送者が当該留置施設から出発し、又はこれに帰着した時刻）が記録された公文書」については、警視庁被留置者留置規程（平成26年4月1日訓令甲第16号）（以下「規程」という。）27条に基づき、留置施設から留置された被留置者を出場させ、又は留置施設に入場させる場合には、「被留置者出入簿」により留置主任官の指揮を受けなければならない旨を規定しており、同簿の作成を義務付けている。

その他公文書の作成を義務付ける規定等もないため、「被留置者出入簿」以外に上記開示請求に係る公文書は存在しない。

また、本件開示請求のうち「〇〇警察署留置施設における、平成30年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に係る被留置者の外部の者との面会（刑事収容施設法第75条第3項に規定する弁護士等であると、それ以外の者であるとを問わない）の実施状況が記録された公文書」については、規程100条において、面会の取扱いは原則として当該被留置者を留置している留置施設の留置主任官の指揮監督の下に留置担当官が行うものと規定し、警視庁被留置者留置規程運用要綱の制定について（平成26年4月1日通達甲（総、留1.指）第7号）（以下「要綱」という。）第10の2に基づき、「被留置者面会簿」の作成を義務付けている。

その他公文書の作成を義務付ける規定等もないため、「被留置者面会簿」以外には上記開示請求に係る公文書は存在しない。

(2) 非開示情報の該当性について

審査請求人は「警察職員の氏名及び印影並びに被留置者氏名について争わない」旨を主張しながらも、その他の非開示情報の該当性については審理を求めているため、当該非開示情報の該当性について以下に述べる。

「留置番号」欄は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非開示とした。

さらに、上記以外の非開示とした部分についても、それぞれ特定の被留置者の巡回護送時の状況や面会した際の状況が記載されており、条例7条2号に該当し、その内容及び性質からいずれのただし書にも該当しない。

また、巡回護送時における留置管理状況や面会時の収容実態、管理状況が明らかとなり、その結果、対抗措置が執られ不法行為を容易にし、留置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当し非開示とした。

したがって、実施機関が行った処分は適正かつ妥当なものであり、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とはならない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 7月22日	諮問
令和 元年10月 2日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年 7月13日	新規概要説明、審議（第181回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 警視庁被留置者留置規程等の定めについて

規程7条（関係簿冊の備付け）では、「留置施設には、次の各号に掲げる簿冊その他別に定める簿冊を備え、所定事項を記録しておかなければならない。」と規定し、同条10号において「被留置者出入簿」、同11号において「被留置者面会簿」をそれぞれ定めている。

また、要綱第2の3関係簿冊の備付け（第7条関係）（1）において、留置施設に備え付ける関係簿冊として同被留置者出入簿を別記様式第2、並びに同被留置者面会簿を別記様式第7の2（弁護士等用）及び別記様式第7の3（一般用）として様式をそれぞれ定めている。

さらに、被留置者を留置施設から出場させ、又は留置施設に入場させる場合には、規程27条1項において「留置担当官は、被留置者の出し入れ（被留置者を留置施設から出場させ、又は留置施設に入場させることをいう。以下同じ。）を行う場合は、第7条第10号の被留置者出入簿（以下単に「被留置者出入簿」という。）により、留置主任官の指揮を受けなければならない。」と規定し、その作成を義務付けている。

また、留置施設における被留置者の面会については、規程100条（面会の取扱者等）1項において「面会の取扱いは、原則として、当該被留置者を留置している留置施設の留置主任官の指揮監督の下に留置担当官が行うものとする。」と定め、要綱第10の2面会の取扱者等（第100条関係）1号では、「留置担当官は、面会を受理した場合又はその申出の引継ぎを留置担当官以外の者から受けた場合は、被留置者面会簿（別記様式第7の2（弁護士等用）又は別記様式第7の3（一般用））により留置主任官の指揮を受けて取り扱うこと。」と規定し、その作成を義務付けている。

イ 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求である「〇〇警察署留置施設における、平成30年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同年〇月〇日及び同月〇日の各日に係る巡回護送の発着時刻（被護送者が当該留置施設から出発し、又はこれに帰着した時刻）が記録された公文書」（以下「本件開示請求1」という。）について、審査請求人が指定する

特定日における被留置者出入簿、合計16件分（以下、16件分をまとめて「本件対象公文書1」という。）を特定した。

また、「〇〇警察署留置施設における、平成30年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に係る被留置者の外部の者との面会（刑事収容施設法第75条第3項に規定する弁護士等であると、それ以外の者であることを問わない）の実施状況が記録された公文書」（以下「本件開示請求2」という。）については、審査請求人が指定する特定日における被留置者ごとの面会の実施状況が記録された被留置者面会簿（別記様式第7の2（弁護士等用））合計16件分（以下、16件分をまとめて「本件対象公文書2」という。）、及び被留置者面会簿（別記様式第7の3（一般用））合計7件分（以下、7件分をまとめて「本件対象公文書3」という。）を特定した。

実施機関は、本件対象公文書1、2及び3における非開示部分について、警察職員の氏名及び印影部分を条例7条2号及び4号に該当するとし、「留置番号」及び「被留置者氏名」欄を条例7条2号に該当するとした。

また、本件対象公文書1における「護送等」、「出入従事者」、「身体検査結果」、「打ち切り検討要請」、「出入場時の引継ぎ」及び「備考」の各欄、本件対象公文書2における「面会申込者」、「申込時間」、「同伴者」、「弁護士選任届の授受」、「留置種別」、「面会指定」、「面会時間」、「身分確認」、「物品の授受」、及び「備考」の各欄、並びに本件対象公文書3における「面会申込者」、「申込時間」、「面会理由」、「留置種別」、「面会時間」、「面会の一時停止又は打ち切り」、「物品の授受」、「身分確認」、及び「備考」の各欄の非開示とした部分について、条例7条2号及び6号に該当するとして一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は

公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件対象公文書の特定について

実施機関は、特定日における被留置者の巡回護送に関する情報として、留置施設からの出場及び入場にかかる情報が記録された本件対象公文書1を特定し、また特定日における被留置者の面会の実施状況に関する情報として、面会時間や面会申込者等にかかる情報が記録された本件対象公文書2及び3を特定した。

そこで審査会が見分したところ、本件対象公文書1は、被留置者を留置施設から出場させ、又は留置施設に入場させる場合に規程7条及び27条1項に基づき作成することが義務付けられた公文書であり、さらに本件対象公文書1には、審査請求人が求める、巡回護送に関する留置施設からの出入場時間欄も設けられていることから、本件開示請求1に対して、本件対象公文書1を特定したことは妥当である。

また、審査会において、実施機関が保有する文書の一覧である「文書検索目録」を確認したが、本件開示請求1に該当すると認められる他の公文書は存在しなかった。

次に、審査会において本件対象公文書2及び3について見分したところ、本件対象公文書2及び3は、被留置者が留置施設において面会を実施する場合に規程7条、100条1項及び要綱第10の2に基づき作成することが義務付けられた公文書であり、

審査請求人が求める、被留置者の外部の者との面会の実施状況が記録されていることから、本件開示請求2に対して、本件対象公文書2及び3を特定したことは妥当である。

また、審査会において、実施機関が保有する文書の一覧である「文書検索目録」を確認したが、本件開示請求2に該当すると認められる他の公文書は存在しなかった。

さらに、その他に同様の内容を持つ公文書の作成について義務付ける規定等はなく、本件開示請求1及び2に係る公文書は本件対象公文書1、2及び3を除き存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、本件対象公文書1、2及び3を特定した判断は妥当である。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は審査請求書の中で、「「警察職員の氏名及び印影」並びに「『被留置者氏名』欄」については争わない。」と主張していることから、本件対象公文書1、2及び3の非開示部分のうち、警察職員の氏名及び印影部分、並びに「被留置者氏名」欄の非開示妥当性の判断については除くこととする。

(ア)「留置番号」欄について

審査請求人は、「留置番号」欄について、留置番号は、個人識別情報にも、公にすることにより個人の権利利益を害する情報にも該当しないと主張している。

しかしながら実施機関は、条例は、何人にも開示請求権を認めており、個人識別性の判断に当たっては他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報をも含むものと規定しており、他の情報の範囲についても一般人の知り得る情報に限定するべきではなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報等をも含むと解するべきであると説明する。そして、当該非開示部分については、限られた者からの開示請求の場合には個人識別性を否定することはできず、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると説明する。

また、留置施設に勾留されていたという事実については、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例7条2号に該当し、その内容及び性質からい

ずれのただし書にも該当しない旨説明する。

審査会が本件対象公文書1、2及び3の「留置番号」欄を見分したところ、いずれも同欄は、書面上部に位置し被留置者氏名欄と一体として併記されており、本件対象公文書1、2及び3は被留置者ごとに作成されている公文書であることから、当該留置番号が被留置者ごとに割り振られた番号として、被留置者の個人に関する情報であることが確認できる。

また、条例7条2号における「特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるもの）」における「他の情報」については、実施機関の説明のとおり、条例で何人にも開示請求権が認められており、様々な立場の者が様々な目的で開示請求をする可能性があることを考慮すると、一般人の知り得る情報に限定するべきではなく、当該個人の近親者や関係者が知り得る情報も含むと解するべきである。

したがって、同一の時期に同一の留置施設内に留置されている他の被留置者など限られた者からの開示請求の場合には、個人識別性を否定することはできず、実施機関の説明する他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(イ) 上記を除く非開示部分について

審査会が見分したところ、本件対象公文書1の非開示部分は、特定日における特定の被留置者に係る巡回護送時に関する情報であり、本件対象公文書2及び3は、特定日における特定の被留置者に係る面会時の情報であるとともに特定の被留置者に面会に訪れた面会申込者及び同伴者に関する情報も含まれている。

これらは被留置者及び面会申込者等の個人に関する情報であり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

また、これら非開示部分は、本件対象公文書1においては、特定の被留置者における巡回護送時の護送体制や実態に関する情報でもあり、本件対象公文書2及び3においては、面会時における被留置者の収容実態や収容管理状況に関する情報であると認められることから、これらの情報が明らかとなった場合、不法な行

為を容易にするための対抗措置が執られるなど留置業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例7条6号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明